

のうぎょうと農業委員会

第15号
編集
十和田市農業委員会
☎56740

『のうぎょうと農業委員会』は、広報とわだ6月号と12月号に掲載しています。

市長に建議書提出

去る10月26日、市長応接室において、市農業委員会の中野均会長をはじめ役員5人が市長に対し、十和田市農業振興に関する建議書を提出しました。建議内容と市側からの回答をお知らせします。

◆建議内容

- ① 十和田市の優れた食材をPRするために、産直販売や食材を使ったレストランを併設したアンテナショップを首都圏に設置すること。
- ② 転作物物の小麦・大豆などを作付けた場合の連作障害を回避するため、緑肥を蒔いて土づくりに専念した場合の交付金額を増額すること。
- ③ 女性の視点からの意見をより多く農政に反映させるため、女性農業委員の登用に向けた取り組みを行うこと。
- ④ 農業並びに商工業における後継者の結婚問題を解消するため、市として予算措置を講じ結婚対策に取り組むこと。

◆市長の回答

- ① 十和田産品の販売力強化を目指す



小山田市長に建議内容を説明する農業委員

て、首都圏の既存の店舗を活用する取り組みを行っています。アンテナショップを設置するには、運営経費を考えると慎重に検討していかなければならない。

② 県から示された内容を検討した上で、十和田市地域水田農業推進協議会で相談し対応していきたい。

③ 農協などの団体に女性の推薦をお願いするとともに、議会からの推薦についても議員以外の学識経験者を有する女性を推薦していただくようお願いしていきたい。

④ 結婚対策への予算措置はすぐに講ずるとはいえないが、他市の取り組みを参考にしながら対応を検討したい。

農地を農地以外に転用するためには許可が必要です

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、計画的な土地利用を確保することです。そのため、開発需要を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的または投機目的での農地取得は認めないこととされています。

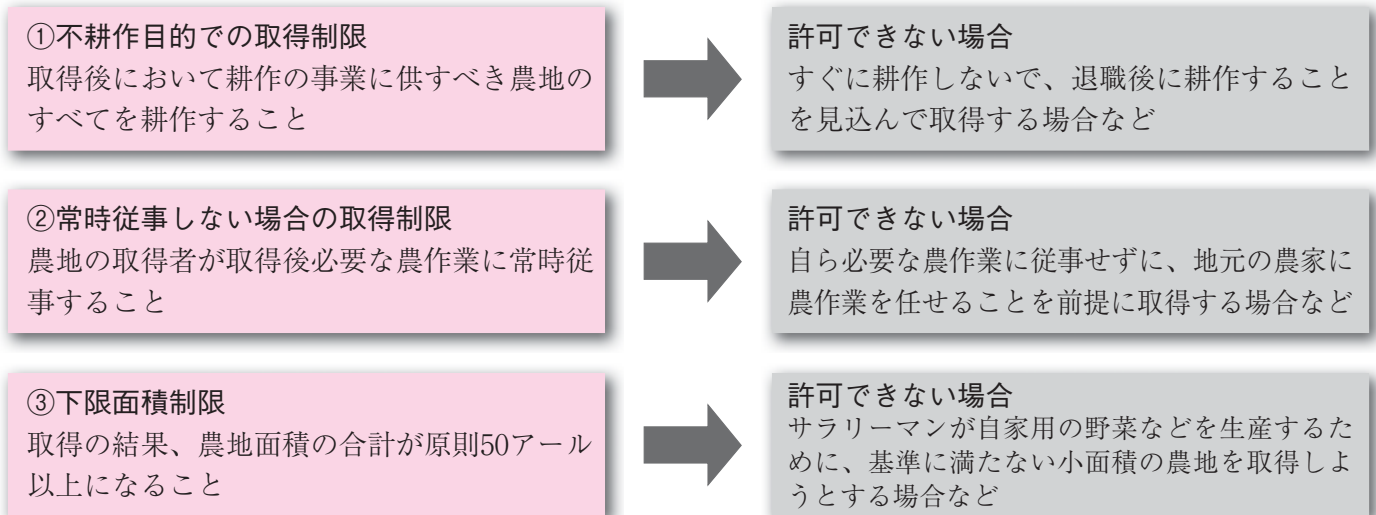
農地転用許可制度の内容

農地法	許可が必要な場合	許可申請	許可権者
第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者（農地所有者）	都道府県
第5条	事業所などが農地を購入して転用する場合	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）	地域整備法に基づく場合を除き、農地が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣

農地転用の流れ



農地法第3条の主な許可基準（農地の所有権、賃貸借権）



農地を相続した場合は農業委員会に届け出が必要です

平成21年12月15日に農地法が改正され、相続により田や畑などの農地を取得したときは、農業委員会に届け出なければなりません。

農業委員会委員の選挙人名簿登録申請書の提出

農業委員会では、皆さんの申請に基づいて「農業委員会委員の選挙人名簿」を作成しています。選挙資格があっても選挙人名簿に登録されていないと投票できませんので、期限まで忘れずに申請書を提出してください。

◆申請書の送付

今月下旬に、あらかじめ世帯員が記載された「選挙人名簿登録申請書」を郵送します。なお、申請書が今月中に郵送されない場合はご連絡ください。

◆選挙資格（全要件を満たすかた）

- ① 平成3年4月1日までに生まれたかた
 - ② 平成23年1月1日現在で市内に住所を有するかた
 - ③ 10アール以上の農地を耕作しているかたおよび同居の配偶者か親族で、年間おおむね60日以上農業に従事しているかた
- ※農業生産法人の組合員または社員にも選挙資格がありますので、詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

◆申請書の記入

- ① 送られた申請書に、世帯員それぞれの平成22年1月から12月までの耕作従事日数を記入してください。
- ② 世帯員などの内容に誤りがある場合は、記入してください。
- ※申請書と一緒に記入例を同封しますので、参考にしてください。

◆申請書の提出期限

平成23年1月10日(月)必着
※休日でも市役所、十和田湖支所の日直で受け付けします。

◆申請書の提出先

市役所新館4階農業委員会事務局
または十和田湖支所に提出してください。

※郵送の場合は、記入漏れが無いように、ご注意ください。

問 市農業委員会事務局 ☎56740

